

令和4年9月（第3回）定例会 総務財政委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第70号宇部市職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件外3件について、付託されました総務財政委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第70号から第73号までの4件についてはいずれも全会一致をもって、お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第71号宇部市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例制定の件です。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し、その他所要の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、上場株式等の配当所得・譲渡所得等の課税方式の見直しにおいて、住民税における課税方式が所得税における課税方式と同一化されるとはどういうことなのかただしたところ、所得税の課税方式は、今までどおり総合課税、申告分離課税、または源泉分離課税の中から選択することができる。所得税の課税方式を選ぶと、住民税の課税方式は、必然的に所得税の課税方式が選択されることとなるとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例中一部改正の件です。

本案は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、不均一課税の適用期間の延長等を行うとともに、その他所要の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、まず、

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の拡充型事業についてただしたところ、市内企業が、本市にもともとある本社機能の拡充を行う場合は対象となる。事業者が事務所・研究所・研修所のいずれかを整備する計画を作成し、それを県が認定した場合において、取得した資産の固定資産税を市が軽減するものであるとのことでした。

次に、特定業務施設が不均一課税の対象になるとのことであるが、本条例による不均一課税を適用した実績があるのかただしたところ、平成27年の条例施行から1件あったとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

なお、本案に対し引用条例の修正について、令和3年9月に改正すべきものであったことから、今後は改正の時期を失することのないよう厳重注意を行いました。

次に、議案第73号宇部市議会議員及び宇部市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中一部改正の件です。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正等に伴い、所要の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、選挙ポスター企画費についてただしたところ、選挙ポスターのデザイン料と解釈しているとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の件については、本席から特に補足して御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いしまして、総務財政委員会の報告を終わります。